

「海外向け魅力発信事業」に係る質問への回答

No.	資料名称	項目番号	質問内容	回答
1	仕様書・P2	5	<p>(1)動画制作 の最後の部分に【動画の制作期間は2～3か月程度を想定】とあります。ただ、そのすぐ下 (2)海外への発信（発信・拡散の仕かけの構築）の1～2行目では「上記(1)により制作した動画を活用し・・・発信を行うこと。【令和5年12月からの海外発信を想定】」とあります。</p> <p>11月中旬から事業開始で動画制作に最低でも2か月程度要する可能性をふまえますと、制作した動画での海外発信は早くとも【令和6年1月から】になると思っておりますが、いかがでしょうか。</p>	<p>仕様書記載の「2～3か月程度を想定」というのは、一般的に動画制作に要するロケハン・キャスティング・取材等も含めた想定制作期間となります。特に今回のビジネス関連動画については、企業等の独自技術等を紹介するもので、上記ほどの工程を要しないと考えられ、制作本数が20本以上という制約があることを考慮の上、2～3か月程度もかからない期間で制作が可能なものもあると想定しています。契約締結後、大阪府と協議・調整を図りながら、速やかに事業を進めていただき、可能な限り12月より動画を発信していければという趣旨です。なお、内容によって動画ごとの完成時期は異なってくるかと思っておりますので、そのあたりのスケジュールも含め、今回具体的にご提案いただければと存じます。</p>
2	仕様書・P2	5	<p>(2)海外への発信（発信・拡散の仕かけの構築）の</p> <p>②SNSターゲット広告と③動画コンテンツ広告について、内容を拝見しますと「どちらも動画広告で配信もSNS」と同じ内容に見受けられるのですが、これらの内容の違いについてご教示いただけますでしょうか。</p>	<p>②SNSターゲット広告については、海外のターゲットを府のSNSアカウントへ誘導し、フォロワー数等をより多く獲得するためのもので、③動画コンテンツ広告については、動画の中に広告を入れることで、今回発信する動画自体の視聴回数を増やすためのものとなります。</p>
3	仕様書・P5	2	<p>2委託事業の実施上の注意点 / ア 委託における留意事項について、再委託を承認しない理由のうち「イ 契約金額の相当部分を再委託すること」とありますが、相当額とは何円程度（委託金額の何割程度）を想定されておりますでしょうか。</p>	<p>金額の想定は特にございませんが、今回の委託業務内容の主要部分、例えば動画制作を丸ごと再委託する等は認められません。</p>
4			<p>公開されております費用の概算内訳を拝見いたしました。弊社から提出する費用内訳（動画制作費、広告配信費、インフルエンサーアサイン費など）もそれに準じた内訳にする必要がございますでしょうか。定められた全体金額の中であれば、内訳は自由にご提案とさせていただきますでしょうか。</p>	<p>現在、府の予算編成過程公表サイト上で公開しております。各委託業務に係る費用内訳はあくまで参考目安としていただき、これに準ずる必要はございません。本事業目的から府の意図を汲み取ったうえで、委託上限金額内で、仕様書に記載の委託業務をもれなく実施できるよう、ご提案ください。</p>
5	仕様書・P3	6-1-(1)	<p>仕様書p3 動画20本以上とありますが、尺違いはそれぞれ1本とカウントして良いのでしょうか。</p>	<p>同一のテーマごとにロングバージョンとショートバージョンで尺を分けてそれぞれ制作いただいた場合でも、1本のカウントとなります。そのうえで、動画制作については、ビジネス関連動画と都市のプレゼンスを高める動画の2種類を制作いただく必要があります。ただし、同じテーマであっても、動画内容が異なる場合、例えばテーマが「万博」と同一でも、動画タイトルが「空飛ぶクルマ」、「ライフサイエンス」のように、その中身である動画内容が異なる場合は、別々の1動画としてカウントします。また、都市のプレゼンスを高める動画についても、制作本数に条件はございませんが、同じ取扱いとします。</p>
6	仕様書・P2 公募要領・P1	6-1-(1) 1(1)	<p>公募要領P1には「海外企業や投資家が、大阪でのビジネスチャンスを見出し 万博の来場意欲・来阪意欲を高め、ひいては大阪の活性化（都市のプレゼンスの向上）に役立てることを目的とする。」とありますが仕様書P2には「海外の企業関係者等が大阪でのビジネスや大阪・関西万博に興味・関心を持ち、「大阪でビジネスをしたい」「大阪をぜひ訪れたい」と思うような、来阪意欲を喚起する高い訴求力を有するもの」とあります。投資家の場合は必ずしも「来阪」は必要ないケースも多いと考えられますが、本事業においては来阪を促すことを第一目的としますでしょうか。</p>	<p>投資家の多くは、動画の視聴だけで在阪企業への投資を判断するわけではないと考えております。動画を視聴し、まずは在阪企業や大阪に興味・関心を持ち、来阪を含め、次の行動変容に繋げることが目的です。なお、すでに在阪企業への投資を具体的に考えている投資家の方であっても、動画の視聴後、例えば国際金融サポートセンター等へアクセスし、さらに詳しい情報に触れたり、実際に来阪し都市の魅力を感じた上で、総合的に投資するのかがどうか判断するものと想定しています。</p>
7	仕様書・P2	6-1-(1)	<p>「動画制作後は、大阪府が保有又はしているランディングページ等（LP等）」と記載がありますが想定されているLPは、具体的にはどちらになりますでしょうか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・具体的には、LinkedInでビジネス関連動画を視聴される方で、すでに在阪企業へ投資を検討されている外国人投資家及び金融系の外国企業等については、最終的に府の国際金融ポータルサイト（https://global-financial-city-osaka.jp/）へ遷移し、具体的行動変容を促すことを期待しています。 ・また、金融系含め外国企業全般が、LinkedInでビジネス関連動画を視聴後、企業誘致やビジネスマッチングなどの関連ホームページ等（現在具体的な遷移先は検討中）へ遷移することも想定しています。 ・一方、LinkedInで都市のプレゼンスを高める動画を視聴される方およびLinkedIn以外のFacebook、X（旧ツイッター）、Instagram等のSNSで動画を視聴される方については、大阪にさらに興味を持っていただくために、大阪を紹介した様々な情報を項目ごとに掲載したホームページ（まとめホームページ）へ遷移することを想定しております。 ・なお、まとめホームページは現在作成中で、CMS（Contents Management System：コンテンツ・マネジメント・システム）での作成を想定しております。

8	仕様書・P4	6-1-(2)	「動画を発信する媒体の種類」を選定するにあたり、広告に使用可能なSNSアカウントと、YouTubeチャンネルはどちらになりますでしょうか。	いずれも府の有するSNSアカウントおよびYouTubeチャンネルとなります。 LinkedIn：https://www.linkedin.com/company/global-financial-city-osaka?trk=public_post_feed-actor-name X(旧Twitter)：https://twitter.com/osakaprefPR_jp Instagram：https://www.instagram.com/osakaprefpr_jp facebook：https://www.facebook.com/osakaprefjp/ YouTube：https://www.youtube.com/channel/UCOXle0tX8LZ4wJc1V2_19VQ
9	仕様書・P1	5(1)	集客力の高い大規模イベントとは、どのようなイベントをイメージされているのか。また、イベント情報などの提供、ご協力を頂くことは可能でしょうか。	食・芸術・スポーツ・エンターテイメント等各分野で開催に際し、府が一定関わりのある公的なイベントを想定しています。なお、実際の動画制作にあたっては、今回企画提案時に掲げた内容を参考にしながら、府と協議・調整の上、実施することとします。
10	仕様書・P2	5(2)	海外配信について、制作した動画はどこに格納する予定でしょうか。 例)大阪府が用意するプラットフォーム(公式Youtubeチャンネルなど)に格納など	府の有するSNSアカウントおよび府の公式YouTubeチャンネル等を想定しています。各SNSアカウント及びYouTubeチャンネルのURLについては、質問番号8の回答をご参照ください。
11	仕様書・P2	5(2)	広告配信においては発信元アカウントが必要になることがあるが、大阪府のアカウントを活用することは可能でしょうか。もしくは、当方でアカウントを作成が必要でしょうか。 外部のメディアの公式チャンネルにて配信とすることは可能でしょうか。	府の有するSNSアカウント等からの発信を想定していますが、それ以上に発信効果の高い媒体・手法等があれば、理由も含め今回企画提案いただいて構いません。なお、実際の動画発信にあたっては、府と協議・調整の上、実施することとします。
12	仕様書・P2	5(2)	海外への発信について注力すべきエリア、国などがあればお示しください。	動画発信を行う国(又は地域)は「欧米豪」及び「アジア」を基本とします。なお、その他の国(又は地域)への発信は妨げません。そのうえで、貴社の中で特に注力すべき国など具体的に想定がある場合は、理由も含め今回企画提案いただいて構いません。
13	仕様書・P3	6-1-(1)	ビジネス関連情報に関する動画20本以上と記載がありますが、都市プレゼンスについては本数の指定及び希望本数などございますでしょうか。	都市のプレゼンスを高める動画については、特に制作本数の指定や希望本数は設定していません。
14	仕様書・P5	6-2	再委託は原則禁止とあるが、動画制作の実務、広告配信の実務など受託者のディレクションのもと、専門性をもつ企業へ再委託することは可能でしょうか。 また、インフルエンサーのキャスティングなどにおいても同様に再委託することは可能でしょうか。なお、再委託を予定しているものは提案の中でその旨を記載する必要はございますでしょうか。	仕様書5P目にも記載のとおり、今回の委託業務の主要部分である、動画制作業務および広告配信等発信業務の実務を再委託することは認められません。したがって、発信業務の一つである「インフルエンサー等の活用」におけるインフルエンサーのキャスティング業務なども再委託することは認められません。契約後に、当初企画提案した内容よりも再委託をした方がより効果の高い成果を得られるといったことが判明した場合等を除き、当初から業務の主要部分を再委託前提で企画提案することはできませんのでご了承ください。なお、複数の者による共同企業体で実施していただくことは可能です。(公募要領3(P2)を参照)
15	公募要領・P4	4(2)(オ)③	応募書類の中に、 オ 共同企業体で参加の場合 3委任状(様式 7:1部)と記載があるが、委任状のタイトルに(構成員が支店等である場合の代表者から支店長等への委任)と記載があるが、構成員が本社・本店の場合、委任状は不要という認識でよろしかったでしょうか。	御見込みのとおりです。
16	仕様書・P1	2	在阪企業と記載があるが、在阪企業の定義は、本社所在地が大阪の企業となりますでしょうか。 もしくは支社や支店、営業所等いずれかが在阪であれば在阪企業に該当するのでしょうか。	基本的には府内に本社が所在する企業を在阪企業と想定しておりますが、支社等のみ府内に所在する企業であっても、貴社として、ぜひ在阪企業として紹介したい技術であると判断した場合や企業側から掲載希望を受けている場合等は、在阪企業に含むことも検討は可能です。
17	仕様書・P1	5(1)	テーマの参考例として ○集客力の高いイベント とありますがこちらは万博以外のものを想定されておりますでしょうか。	食・芸術・スポーツ・エンターテイメント等各分野で開催に際し、府が一定関わりのある公的なイベントを想定しています。なお、実際の動画制作にあたっては、今回企画提案時に掲げた内容を参考にしながら、府と協議・調整の上、実施することとします。
18	仕様書・P2	5(2)	インフルエンサー等の活用で、「その視点でコンテンツを作成するとともに…」とありますが 発信する手法(Xでポスト(ツイート)など)によっては必ずしもコンテンツが紐づくわけではないと考えておりますがインフルエンサー側での動画などのコンテンツの作成は必須でしょうか。	インフルエンサーの視点でコンテンツを作成していただくことを想定していますが、インフルエンサー等の活用において、よりプロモーション効果の高い手法等を用いた発信内容を企画提案いただくことも可能です。
19	仕様書・P2	5(2)	制作した動画を広告配信しますが、その際は制作した動画すべての配信が必要でしょうか。 広告配信する動画・しない動画というような建付けにしてもよいのでしょうか。	基本的には制作した動画は全て配信する想定ですが、よりプロモーション効果の高い手法等を用いた発信内容として、お示しの方法を、効果も具体的に示していただいたうえで、企画提案いただくことは可能です。なお、実際の配信にあたっては、府と協議・調整の上、実施します。

20	仕様書・P1	5(1)	<p>動画制作本数について</p> <p>同一テーマ内でも、多言語対応として、英語版、中国語版など制作した場合、それは各言語で1本とカウントされるのか、もしくは同内容であれば言語が異なっても1本となるのでしょうか。</p>	<p>同内容であれば、言語が異なっても、1本とカウントします。</p>
21	仕様書・P1	5(1)	<p>大規模イベントに関して</p> <p><都市のプレゼンスを高める情報>内○集客力の高い大規模イベントは、公的なイベント（例えば大阪マラソンや御堂筋パレード）という認識でしょうか。民間の音楽フェスや、民間施設、季節的（神社仏閣の紅葉イベント）なイベントも含むのでしょうか。</p>	<p>食・芸術・スポーツ・エンターテイメント等各分野で、開催に際して、コンテンツ内容に関し府が一定説明責任を持つことが可能なもので、基本的に府が一定関わりのある公的なイベントを想定しています。ただし、民間主催のイベントでも、コンテンツ内容の権利関係が府に帰属するなど、府において一定の説明責任が果たせるものについては、府と協議・調整の上、対象となりえると想定しています。なお、実際の動画制作にあたっては、今回企画提案時に掲げた内容を参考にしながら、府と協議・調整の上、実施します。</p>
22	仕様書・P1,2	5(1)	<p>企業リストに関して</p> <p>今回のご提案締め切りまでに、すべての企業のヒアリングまで必要でしょうか。</p> <p>また、公的な機関へのリストアップ協力依頼は行っても差し支えないでしょうか。（共同企業体とはならない前提です。）</p>	<p>今回の企画提案締め切りまでに、企業へのヒアリング結果等企業リストの提出は不要です。また、そのための公的機関へのリストアップ協力依頼など事前に行っていただくことは差し支えありませんが、企画提案時までの必須事項ではございません。</p>